

道の駅大月リニューアル基本計画及び基本設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

平成4年にオープンした「ふれあいパーク・大月」は、町民のふれあいと憩いの場の提供とともに、地場産品の開発や観光振興等、地域活性化の母体としての施設利用を目的に整備された大規模公園であり、開設翌年には「道の駅」に登録され、現在では地場産品の直販市や土産物等を扱う売店、食品加工場、児童遊具等を併設し、町内外から利用客が訪れる施設に成長した。

しかし、オープンから30年以上が経過し、設備の老朽化や施設のキャパシティ不足、ユニバーサルデザインへの配慮といったハード面に関する問題が多数指摘されている。また、本町を取り巻く環境は年々変化しており、少子高齢化や人口減少、それに伴う地域活力の低下、本町の主要産業である農林水産業の担い手不足といった課題が山積している。

本町では、こうした課題に対応し、町産業を育む「基盤（エンジン）」として持続可能なまちづくりを推進するため、平成29年に『道の駅「ふれあいパーク・大月」多機能拠点化基本構想』、平成30年に『同基本計画』を策定した。その後、財政的な事情等から計画を一時凍結したものの、持続可能なまちづくりの拠点として再整備を求める機運が高まったことから、令和7年度に新たに『道の駅「ふれあいパーク・大月」リニューアル計画策定検討委員会』を設置し、計画の再検討を行った。

本業務は、同委員会で示された新たな方向性のもと、各種関係団体等の意見を踏まえながら現代のニーズに即した施設整備を行うため、高度な専門知識や技術力に基づく基本計画及び基本設計の提案を公募型プロポーザルにより求めるものである。

2 業務の概要

(1) 事業名

道の駅大月リニューアル基本計画及び基本設計業務

(2) 業務内容

別紙「道の駅大月リニューアル基本計画及び基本設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 提案上限額

金9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、大月町契約規則を遵守した上、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、資本を 100%出資している子会社（以下、「子会社」という。）については、同一企業とみなし、単体企業に含めるものとする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく、一級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、参加事業者自身が同登録を受けていない場合は、同登録を受けている事業者を「協力事務所」として配置し、確実な業務遂行体制を構築できること。
- (2) 大月町の競争入札参加資格を有していること。ただし、大月町競争入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、次の各号に掲げる書類を提出し確認を得ることで、本プロポーザルに参加することができる。
 - ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 財務諸表 ※最新のもの
 - ③ 国税、都道府県税、及び市区町村税の納税証明書（未納がないことの証明）
※過去 2 年間について確認のとれるもの。
- (3) 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日以降）に完了した、延床面積 300 ㎡以上の商業施設等又は公共施設の新築・増改築工事に係る設計業務を元請として受注した実績があること。（参加事業者又は協力事務所の実績とする。）
- (4) 本業務全体を統括する「総括責任者」を配置するとともに、本業務に関し、一級建築士の資格を有する「主任技術者（意匠担当）」を配置できること。（主任技術者については協力事務所による配置も可とする。）
- (5) 前項の総括責任者は参加事業者と、主任技術者は参加事業者又は協力事務所と、参加申込書提出日において直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 町が必要と認める場合は、参加資格を確認するための書類を提出できること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 国税、都道府県税および市区町村税を滞納していないこと。
- (9) 国又は地方公共団体から競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

- (12) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがなく、本プロポーザル及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できるものであること。
- (13) 本業務のプロポーザルにおいて、自らが単独で参加事業者となっていないこと、かつ、他の参加事業者の協力事務所となっていないこと。(1つの事業者又は協力事務所が複数の提案に参加することはできない。)

5 スケジュール

1、募集開始（公告）	令和8年7月31日（金）
2、質問書の提出期限	令和8年8月5日（水）17時00分まで
3、質問に対する回答	令和8年8月7日（金）まで
4、参加申込書の受付期限	令和8年8月12日（水）17時00分まで
5、企画提案書等の提出期限	令和8年8月18日（火）17時00分まで
6、プレゼンテーション	令和8年8月24日（月）（予定）
7、審査結果の通知	令和8年8月28日（金）（予定）

6 質問書の提出及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式6）により電子メールで提出すること。電子メールの件名は、「【質問_提案事業者名】道の駅大月リニューアル基本計画及び基本設計業務について」として送信すること。なお、電子メール送信後、必ず「15 書類提出及び問い合わせ先」へ電話連絡し、受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和8年8月5日（水） 17時00分まで

(3) 提出先

「15 書類提出及び問い合わせ先」とする。

(4) 回答の期限及び方法

提案事業者からの質問に対する回答は、令和8年8月7日（金）に、質問者を伏せた形で本町ホームページにおいて行う。ただし、質問の内容によっては、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合や、本プロポーザルに関連しないものには回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の修正事項又は補足事項とみなして取り扱う。

7 参加申し込み

本業務にかかる企画提案について参加を希望する者は、受付期間内に「15 提出書類及び問い合わせ先」に記載する提出先まで、電子メール、郵送又は持参にて下記の書類を提出するものとする。

電子メールで提出する場合は、件名を「【参加申込_提案事業者名】道の駅大月リニューアル基本計画及び基本設計業務について」とし、電子メール送信後、必ず「15 書類提出及び問い合わせ先」へ電話連絡し、受信確認を行うこと。なお、電子メールにより提出する場合であっても、町が必要と認める場合は、原本の提出を求めることがある。

提出書類に不備のある場合は、町の指示に従い必要書類の提出を行うこと。なお、企画提案書等の受付期限までに必要書類が整わない場合は、参加資格を満たさない。

(1) 提出期限

令和8年8月12日(水) 17時00分まで

(2) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式1)
- ② 会社概要書(様式2、任意様式可)
- ③ 業務実績調書(様式3)
- ④ 暴力団排除に関する誓約書(様式4)
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 協力事務所の概要(様式5) ※協力事務所がある場合
- ⑦ 業務実施体制(任意様式)
- ⑧ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく、一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類 ※参加事業者が登録を受けていない場合は、協力事務所のもの
- ⑨ 主任技術者の資格、経歴(任意様式)
- ⑩ 「4 参加資格」の(2)に定める書類一式 ※大月町の競争入札参加資格を有していない場合のみ。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出先

「15 書類提出及び問い合わせ先」とする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年8月18日(火) 17時00分まで

(2) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送とする。持参の場合は、土日祝日を除く平日 17 時 00 分までに限り、郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル審査書類提出書（様式 7）
- ② 企画提案書（任意様式、A4 用紙 20 ページまで）
- ③ 業務スケジュール表（任意様式）
- ④ 見積書（様式 8、内訳明細については A4 用紙を用いた任意様式可）
 - （ア）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。
 - （イ）本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。
 - （ウ）見積金額の内訳書を添付すること。追加提案する業務を含め、業務遂行に必要なすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、内訳書には回数・単価等が分かるように記載すること。

⑤ 誓約書（様式 9）

(4) 提出部数

- ① プロポーザル審査書類提出書 1 部
- ②～④の書類 5 部（正本 1 部、副本 4 部） ※1 つにまとめて提出すること
- ⑤ 誓約書 1 部

(5) 留意事項

- ① 企画提案書については、用紙下部にページ番号を付すこと。
- ② 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。
- ③ 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- ④ 提出書類の差替、修正、追加等は一切認めない。ただし、町の判断で補足資料の提出を求めることがある。

9 プレゼンテーションの実施

提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり開催する。

- (1) 日 時 令和 8 年 8 月 24 日（月）【予定】
- (2) 場 所 大月町役場内会議室【予定】
- (3) 実施時間 1 者あたり 30 分程度（提案説明 20 分、質疑 10 分）とする。
- (4) 出席者 1 者につき 4 名までとする。
- (5) その他

- ① 参加者が 1 社の場合は、プレゼンテーションを行わず、提出書類による審査のみとする場合がある。

- ② 参加者が多数の場合は、実施時間の短縮又は書類審査により事前にプレゼンテーションに参加できるものを選定する場合がある。
- ③ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。
- ④ 開催の有無、日時、場所等の詳細については、別途通知する。
- ⑤ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
- ⑥ プロジェクター及びスクリーンは町の備品を使用が可能。PC その他必要な物品は参加者が持参すること。

10 審査の方法及び結果の通知等

(1) 審査の方法

審査は、提案書等の提出書類とプレゼンテーションにより総合的に判断し、別に定める「道の駅大月リニューアル基本計画及び基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」の評価基準により配点する。

(2) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者（最優秀提案者）は、各審査委員の総合点の合計が最も高い者を選定する。各審査委員の総合点の合計が最も高い者が複数名いる場合は、それらの者のみを対象として、審査委員において協議を行い、優先交渉権者を決定する。協議しても決まらない場合は、委員長の決裁により決定する。

(3) 次順位交渉権者の選定

次点に評価が高かった者を次順位交渉権者として選定する。複数の同得点者が生じた場合は、(2)と同様の手続きで決定する。

(4) 審査結果の通知・公表

審査終了後、速やかに全参加者に対し書面等で、審査結果を通知する。また、必要に応じて町公式ホームページにより公表する。

11 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉権者（最優秀提案者）に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に町と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記(1)及び(2)により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。

- (4) 辞退その他の理由で契約ができなくなった場合については、次順位者と契約の交渉を行うことがある。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 上記(1)～(4)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、町長が失格とすることが適当であると認めた場合

13 参加の辞退

参加申込書の提出後において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式 10)を町長あてに提出すること。なお、辞退によって今後の町との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。

14 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、原則として町に帰属するものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から有する権利及びオープンデータ等の外部資料に係る権利については、この限りではない。
- (4) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (5) 本要領に示した書類のほかに町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (6) やむを得ない事情等により日程等の変更が生じる場合には、別途通知する。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本町の承諾を受けることとする。
- (8) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (9) 提出された提案書等は、大月町情報公開条例(平成 14 年条例第 16 号)に基づく情報公開請求があった場合及び議会へ説明する場合においては、公開することとする。

15 書類提出及び問い合わせ先

大月町役場 産業振興課 水産商工観光係

〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230

TEL 0880-73-1115 (直通)

FAX 0880-73-1577

メールアドレス shoukou@town.otsuki.lg.jp